

令和 8 年度前橋市認知症高齢者等探索システム導入補助金交付要項

令和 8 年 4 月 1 日から適用

<p>前橋市役所長寿包括ケア課（2階35番窓口） 電話 027-898-6275（直通） 027-224-1111（内線6275） 電子メールアドレス chouju@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>認知症等により行方不明になるおそれがある高齢者等（以下「行方不明高齢者等」という。）が、人工衛星を利用した位置情報検索システム（GPS）等を内蔵し、主に位置情報をインターネット等から検索できるシステム（以下「認知症高齢者等探索システム」という。）の導入をする際、行方不明高齢者等の家族等に対して、導入に要する費用の一部を助成することにより、行方不明高齢者等の早期発見及び捜索にかかる家族等の精神的・経済的負担軽減を図ります。</p>
<p>内容</p> <p>対象となる行方不明高齢者等及び補助対象者</p>	<p>行方不明高齢者等は、本事業交付申請日時時点で、現に本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民票に登録されている者で、次の1～2の全てに該当する者としします。</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 在宅の65歳以上の高齢者で、行方不明になるおそれがある者。</p> <p>(2) 在宅の40歳以上65歳未満の者で、認知症、高次脳機能障害及びその他の認知機能低下をきたす疾患により、行方不明になるおそれがある者。</p> <p>2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の対象外です。ただし、次の各号にかかわらず、市長が特に必要と認める者は本事業の対象としします。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等を利用する者及び入所する予定がある者。</p> <p>(2) 老人福祉法（昭和38年法律133号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホームに入所している者。</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）に規定する障害者支援施設に入所している者。</p> <p>(4) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院または診療所に入院中の者</p> <p>(5) 現在、前橋市GPS端末貸出事業を利用している者。</p> <p>(6) 市税、介護保険料（65歳以上の場合）を滞納している者</p>

		<p>補助対象者は、規定の1及び2に該当する行方不明高齢者等を介護する家族又は親族等（以下「補助対象者」という。）で、次の3～6の全てに該当する者とします。ただし、次の各号にかかわらず、市長が特に必要と認める者は本事業の対象とします。</p> <p>3 本事業交付申請日時点で、現に市内に住所を有し、導入後も引き続き住所を有する見込みがあること。</p> <p>4 市税、介護保険料（65歳以上の場合）を滞納していないこと。</p> <p>5 導入した認知症高齢者等探索システムは、行方不明高齢者等の早期発見のために適切に使用及び管理がされること。</p> <p>6 暴力団排除に関する要件で次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと</p>
<p>交付申請の 手続等</p>	<p>交付の対象となる経費</p>	<p>交付の対象は、令和8年4月1日以降に購入等したもので、認知症高齢者等探索システム導入の際に必要な次に掲げる経費です。</p> <p>(1) 導入費用（加入・登録等の事務手数料、本体、充電器、靴に認知症高齢者等探索システムを装着して利用する場合の専用シューズ等）</p> <p>(2) 契約手数料</p> <p>※消費税及び地方消費税を含みます。</p> <p>※「認知症高齢者等探索システムに関する基準」及び「対象となる初期費用」等に関しては、別表1と別表2を参照してください。</p> <p>※令和8年3月31日以前に購入等したものは対象となりません。</p>

交付金額	<p>交付金額：上限20,000円 補助率：10分の10に相当する額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる） なお、ポイントやクーポンで支払った部分は補助対象外とします（購入費とは、ポイントやクーポンの利用分は除き、購入時実際に支払った金額とします）。</p>
交付条件	<p>1 補助金の交付は、行方不明高齢者等一人につき1回です。 2 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合、これに応じなければなりません。 3 認知症高齢者等探索システムの破損、紛失等による再購入費用等は補助対象外です。 4 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p>
交付申請の方法、時期等	<p>1 交付申請書（誓約書）兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければなりません。ただし、他の書類や方法により添付書類の内容を満たしていると認められる場合は、次に掲げる書類を他の書類に変更又は提出を省略することができます。 (1) 領収書、支出（内訳等）が分かる明細書類 (2) 認知症高齢者等探索システム機器の仕様及び利用方法が確認できる書類（説明書等） (3) 「補助対象者1(2)」に該当する場合は、認知症等を証明できる書類（診断書等）が必要です。ただし、介護保険認定を受けた際の主治医意見書で認知症の確認ができるときは必要ありません。 (4) その他市長が必要と認める書類 2 補助対象者は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間内に、申請及び報告をしてください。</p>
交付決定の時期等	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、申請を受理した日から30日以内に補助金の交付の可否、金額、交付条件を決定し、認知症高齢者等探索システム導入補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）または認知症高齢者等探索システム導入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助対象者に通知します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>1 交付申請書（誓約書）兼実績報告書（様式第1号）と併せて、補助金交付請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて請求してください。 (1) 振込先口座及び口座名義が確認できる書類（通帳の見開きの写し等） 提出された書類の内容を審査後、受理した日から30日以内に支払いを行います。</p>

	財産の処分の制限	本事業により取得した認知症高齢者等探索システムについては、利用開始日から起算して3年の間は、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け、売却等の処分をしてはいけません。
	交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。</p> <p>2 申請者が前項の規定により交付決定を取り消された場合は、当該取り消しにかかる部分について既に補助金の交付を受けている時は、当該補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。なお、交付の決定を取り消したときは、前橋市認知症高齢者等探索システム導入補助金交付返還通知書（様式第5号）により当該決定を受けた者に通知します。</p>
様式	申請書等の様式	<p>1 交付申請書（誓約書）兼実績報告書（様式第1号）</p> <p>2 認知症高齢者等探索システム導入補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）</p> <p>3 認知症高齢者等探索システム導入補助金不交付決定通知書（様式第3号）</p> <p>4 補助金交付請求書（様式第4号）</p> <p>5 前橋市認知症高齢者等探索システム導入補助金交付返還通知書（様式第5号）</p>

別表第 1

認知症高齢者等探索システムに関する基準
(1) 主として認知症高齢者等探索システムを保有する者の位置情報を把握することが目的であること。
(2) 衛星測位システムを利用して機器の位置情報を取得する機能を有すること。
(3) 一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有していないこと。
※Bluetooth 通信を利用した位置情報検索端末（タグ型端末等）は、本事業の対象外とする。

別表第 2

対象となる費用
認知症高齢者等探索システムを用いた位置情報検索サービスの利用開始時に事業者へ一括して支払う次の者
・ 認知症高齢者等探索システム（シューズ、充電器等の専用付属品を含む）の購入代金
・ 認知症高齢者等探索システム（シューズ、充電器等の専用付属品を含む）の送料
・ 位置情報検索システムの導入に係る手数料
・ その他市長が必要と認める費用
対象とならない費用
・ 認知症高齢者等探索システムのレンタル等に係る月額又は位置情報検索サービス利用時の通信料等の定期的に支払う料金
・ 認知症高齢者等探索システムの修繕、紛失、返却等により発生する費用
・ 位置情報検索システムに係る月額又は定期的に支払う料金
・ 位置情報検索システムに係る通信料
・ 位置情報検索システムの検索補助に係る費用
・ 位置情報検索システムの現場駆けつけに係る費用

・ 位置情報検索システムの解約により発生する費用